独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正）

第一条　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正）

第二条　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「第二条第四号の二」を「第二条第六号」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第三条　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣が定める者（平成十五年厚生労働省告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「第二条第五号」を「第二条第八号」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務（平成十八年厚生労働省告示第二百八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度の予算に係る補助金の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十六年度以前の年度の補助金の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表「委任に係る補助金の名称」欄中「第二十四号」を「第二十一号」に、「第十一号」を「第九号」に、「第二十五号」を「第二十二号」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十六号

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第四条第一項の規定に基づき、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第1の1(1)ロ(i)及び(ii)中「及び最近」を「又は最近」に、「0.50」を「0.67」に改める。

第1の1(2)ロ(イ)及び(ロ)中「及び最近」を「又は最近」に改め、同ロに次のように加える。

(ハ)　次のいずれにも該当すること。

(i)　最近3年間又は最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率の月平均値が1.00倍未満であること。

(ii)　最近5年間におけるその地域の人口減少率（②に掲げる人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。以下(ii)において同じ。）から①に掲げる人口を控除して得た人口を②に掲げる人口で除して得た数値。以下(ii)において同じ。）が最近5年間における全国の人口減少率以上であること。

①　現年度の初日の属する年の1月1日の人口

②　現年度の初日の属する年の5年前の年の1月1日（当該年が平成25年以前であるときは、当該年の3月31日）の人口

○厚生労働省告示第二百四十七号

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第八十八号）の施行に伴い、雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第三百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「第百十条の三第一項第一号へ」を「第百十条の三第一項第一号へ及び第二項」に改める。

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　雇用保険法施行規則第百十条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、前項第二号及び第三号に掲げる者とする。

○厚生労働省告示第二百四十八号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修を次のように定める。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修

第一条　雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は同項第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。

一　研修を実施する者（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　研修機関の経理的及び技術的な基礎が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三　研修機関が、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

第二条　訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	東京都町田市能ヶ谷一丁目十四―八コスモス二〇二	平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	JC―NETジョブコーチ養成研修（第1号）
特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	第1号職場適応援助者（ジョブ・メイト）養成研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	第1号職場適応援助者養成研修
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク	大阪府大阪市平野区喜連西六丁目二番五十五号	平成二十七年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	第1号職場適応援助者（ジョブパートナー）養成研修
特定非営利活動法人なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目2番地地域活動支援センター陽だまり内	平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	第1号職場適応援助者養成研修
社会福祉法人南高愛隣会	長崎県雲仙市瑞穂町古部甲一五七二番地	平成二十七年四月一日から平成二十七年九月三十日まで	第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修